

財務省告示第百八十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十八年四月二十日に発行する利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年四月十九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二百七十八回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百億円
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に
	十四号）第四十一条及び平成十八年度における財政運営のた			ついては、額面金額で十九億九
	の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）			千七百四十万円、平成十八年度
	の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）			における財政運営のため、公債
	の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）			の発行の特例等に関する法律第
	の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）			二条第一項の規定に基づき発行

六 払込金額  
 七 最低額面金額  
 八 振替単位  
 九 発行日  
 十 集約価格  
 十一 利率  
 十二 経過利子の払込み

する利付国債については、面額で六十九億九千九百九十九円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額に付いては、額面金額で二百億千七百七十万円  
 三百億三千九百万円  
 五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年四月二十日

額面金額百円につき百円十三銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8 \times 31}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は

十三

初期利子

外国法人である場合には、前記  
(一)の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法人  
が適用を受ける所得税の税率  
を乗じた金額を控除すること  
ができる。

平成十八年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

十五

償還  
金額

平成二十八年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

償還  
金額

日本銀行

十七

元利  
支

平成十八年四月七日から平成十

十八

募集  
期間

平成十八年四月七日から平成十

十九

払込  
期日

平成十八年四月二十日